

明治二十五年三月十七日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 肥料取締法施行令等の一部を改正する政令(三七)
- 農業協同組合法施行令の一部を改正する政令(三八)
- 水産業協同組合法施行令の一部を改正する政令(三九)
- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令(四〇)
- 公営企業金融公庫法施行令の一部を改正する政令(四一)
- 自然公園法施行令の一部を改正する政令(四二)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(四三)

(省 令)

- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二九)

(告 示)

- 地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準を定める件(総務・文部科学一)
- 平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件(中央選挙管理会七)
- 戸籍法第一百七十七条の二第一項の規定による指定に関する件(法務一二四)
- 日本国に帰化を許可する件(同一二五)
- 健康保険印紙の形式の全部を改正する件の一部を改正する件(財務一三二)
- 医療施設調査規則の規定に基づく動態調査の調査票の様式を定める件の一部を改正する件(厚生労働九五)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通二七二)
- 共同溝を整備すべき道路を指定する件(同一七三)
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件(同一七四)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の規定に基づき水面埋立地の区域を定める件(環境一一二)
- 道路に関する件(九州地方整備局四五)

(国会事項)

(人事異動)

法務省

(叙位・叙勲)

(官庁報告)

官庁事項

石見銀山遺跡関係鉱区禁止地域指定請求(公害等調整委員会)

紛失された外交官等身分証明票の無効について(外務省)

労働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

(公 告)

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

日本郵政公社職員の免職処分、日本道路公団工事区間変更、企業年金基金設立関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

肥料取締法施行令等の一部を改正する政令(政令第三七号)(農林水産省)

1 農林水産省の所掌する肥料の登録その他の事務に係る手数料の額の改定の措置を次のように講ずることとした(現行↓改正後)

(一) 肥料取締法施行令の一部改正(第一条関係)

肥料の登録・仮登録手数料等(三万七、〇〇〇円)→三万七、三〇〇円(電子情報処理組織を使用して申請する場合には三万五、三〇〇円)等

(二) 農業取締法施行令の一部改正(第二条関係)

農業の登録手数料等(二六万三、九〇〇円)→二六万八、〇〇〇円(電子情報処理組織を使用して申請する場合には二四万七、一〇〇円)等

(三) 獣医師法施行令の一部改正(第三条関係)

獣医師国家試験受験手数料等(二万二、五〇〇円)→一万三、九〇〇円等

2 この政令は、平成一六年三月二十九日から施行することとした。

3 農業協同組合法施行令の一部を改正する政令(政令第三八号)(農林水産省)

1 農業協同組合中央会の監査を要しない農業協同組合の貯金及び定期積金の合計額の上限を、五〇〇億円から二〇〇億円に引き下げることとした(第二条の五関係)

2 改正後の規模要件は、この政令の施行の日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例によることとした。(附則第二条関係)

3 この政令は、平成一六年四月一日から施行することとした。

4 水産業協同組合法施行令の一部を改正する政令(政令第三九号)(農林水産省)

1 全国連合会の監査を要しない漁業協同組合又は水産加工業協同組合の貯金及び定期積金の合計額の上限を、五〇〇億円から二〇〇億円に引き下げることとした(第一四条関係)

2 この政令は、平成一六年四月一日から施行することとした。

3 この政令は、平成一六年四月一日から施行することとした。

は大分県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、同日以後において環境大臣が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、環境大臣のした許可等の処分その他の行為又は環境大臣に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

3 この政令の施行の日前に自然公園法施行令附則第三項第三号の規定により岩手県知事、秋田県知事、島根県知事又は大分県知事に対し届出をしなければならぬ事項で、同日前に当該届出がされていないものについては、自然公園法第二十六条第一項の規定により環境大臣に対して届出をしなければならぬ事項について当該届出がされていないものとみなして、同法の規定を適用する。

環境大臣 小池百合子
内閣総理大臣 小泉純一郎

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年三月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第四十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の八を第六号の九とし、第六号の四から第六号の七までを一号ずつ繰り下げ、第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 三塩化チタン及びこれを含有する製剤
第一条中第二十四号の三を第二十四号の四とし、第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤

第一条に次の一号を加える。
三十一 六弗化タングステン及びこれを含有する製剤
第二条第一項第三十二号中（136）とし、（32）から（135）までを（35）から（138）までとし、（31）を（33）とし、（33）の次に次のように加える。

（34）四一シアノー三・五ジフルオロフエニル四一ブター三ーエニルベンゾアト及びこれを含有する製剤
第二条第一項第三十二号中（30）とし、（11）から（29）までを（13）から（31）までとし、（10）を（11）とし、（11）の次に次のように加える。

（12）（E）一ウンデカール九ーエニトリル、（Z）一ウンデカール九ーエニトリル及びウンデカール一〇ーエニトリルの混合物（E）一ウンデカール九ーエニトリル四〇以上五五％以下を含有し、（Z）一ウンデカール九ーエニトリル三〇以上三三％以下を含有し、かつ、ウンデカール一〇ーエニトリル一〇％以上二〇％以下を含有するものに限り、及びこれを含有する製剤
第二条第一項第三十二号中（9）を（10）とし、（1）から（8）までを（2）から（9）までとし、同号に（1）として次のように加える。

（1）五ーアミノ一（二・六）ジクロロ一四一トリフルオロメチルフエニル一四一エチルスルフィニル一Hーピラゾール一三ーカルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する製剤
第二条第一項中第九十九号の八を第九十九号の九とし、第九十九号の三から第九十九号の七までを一号ずつ繰り下げ、第九十九号の二の次に次の一号を加える。

九十九の三 メチルNー二ー二ー（四一クロロフエニル）一Hーピラゾール三ーイルオキシメチルフエニル（Nーメトキシ）カルバマート（別名ピラクロストロピン）及びこれを含有する製剤
附則
（施行期日）
1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

省 令

厚生労働省令第二十九号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十六年三月十七日
厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。
別表第一劇物の項第十一号の九中（136）とし、（137）とし、（1）から（135）までを（2）から（136）までとし、同号に（1）として次のように加える。

（1）五ーアミノ一（二・六）ジクロロ一四一トリフルオロメチルフエニル一四一エチルスルフィニル一Hーピラゾール一三ーカルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第五十九号から第五十九号の五までを次のように改める。
五十九 メチルNー二ー二ー（四一クロロフエニル）一Hーピラゾール三ーイルオキシメチルフエニル（Nーメトキシ）カルバマート（別名ピラクロストロピン）及びこれを含有する製剤
五十九の二から五十九の五まで 削除
附則
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第一号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）を実施するため、地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準を次のように定める。
平成十六年三月十七日
総務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 河村 建夫

地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準
第一 地方独立行政法人の設立を認可する場合
地方独立行政法人の設立の認可については、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）以下「法」という。その他の法令の規定によるほか、次の基準によつて審査する。

一 地方独立行政法人（公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人を除く。）については、その定款が次に定める基準に適合していること。
（一）名称に地方独立行政法人という文字が用いられていること。
（二）特定地方独立行政法人については、当該地方独立行政法人に行わせようとする業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又はその業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があると認められること。

- (三) 役員については、次に定める基準に適合していること。
- ア 役員の数等は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なものであること。
- イ 副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。
- (四) 業務については、法第二十一条第一号、第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の範囲であること。
- イ 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。
- ア 地方独立行政法人が、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有していること。
- イ 出資が、地方公共団体に限られていること。
- ウ 設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）が、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資していること。
- エ 出資される財産のうち金銭以外のものの価格が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価格であること。
- オ 移行型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価格は、移行型地方独立行政法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価格であること。
- カ 公告については、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。
- (七) 解散に伴う残余財産の分配の方法が適切であること。
- 二 公立大学法人については、次に定める基準に適合していること。
- (一) 公立大学法人の定款については、次に定める基準に適合していること。
- ア 第一の一（一）、（二）及び（四）に定める基準に適合していること。
- イ 名称に公立大学法人という文字が用いられていること。

- ウ 定款は、法第六十九条の規定を踏まえ、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に配慮したものとすること。
- エ 学長を理事長と別に任命する場合については、その旨を定めていること。
- オ 法第七十一条第三項に規定する選考機関については、当該選考機関の構成員に関する事項及び当該選考機関の議事の手続に関する事項その他当該選考機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
- カ 学長となる理事長が二以上の大学の学長となる場合の大学ごとに設置される選考機関の代表者で構成する会議については、当該会議の構成員に関する事項及び当該会議の議事の手続に関する事項その他当該会議の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
- キ 公立大学法人の理事長が当該公立大学法人の設置する大学の学長となる場合については、当該公立大学法人の成立後最初の学長となる理事長の任命に関する手続を定めていること。
- ク 学長を理事長と別に任命する場合については、学長を別に任命する大学の学長の当該大学設置後最初の任命に関する手続を定めていること。
- ケ 公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期を定めていること。
- コ 経営審議機関については、経営審議機関の構成員に関する事項及び経営審議機関の審議事項に関する事項その他経営審議機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
- サ 教育研究審議機関については、教育研究審議機関の構成員に関する事項及び教育研究審議機関の審議事項に関する事項その他教育研究審議機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
- シ 業務については、法第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。

- (二) 公立大学法人については、その定款において設置することとしている大学の設置が確実に見込まれていること。
- 三 公営企業型地方独立行政法人については、次に定める基準に適合していること。
- (一) 公営企業型地方独立行政法人の定款については、次に定める基準に適合していること。
- ア 第一の一（四）を除く。）に定める基準に適合していること。
- イ 業務の内容が住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するものであるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めたものとなっていること。
- ウ 業務については、法第二十一条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。
- (二) 公営企業型地方独立行政法人（移行型地方独立行政法人であるものを除く。）については、その定款において設置することとしている法人が事業を開始することが確実に見込まれていること。
- (三) 公営企業型地方独立行政法人（移行型地方独立行政法人であるものに限る。第一の三（四）及び（六）において同じ。）への移行時及び設立団体の長が法第二十五条第二項の規定に基づき定める中期目標の期間において、当該公営企業型地方独立行政法人がその業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を維持することが確実に見込まれていること。
- (四) 債務の負担については、次に定める基準に適合していること。
- ア 設立団体に対し、法第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担していること。
- イ 設立団体に対して負担する債務の償還の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの期日が、当該設立団体が償還する地方債の償還額及び当該地方債に係る支払額並びにこれらの支払期日となっていること。

- (五) 事業の経費については、法第八十五条第一項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもつて充てられることが予定されていること。
- (六) 公営企業型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価額を評価する際に、地方公共団体が評価に関して学識経験を有する者の意見を聴いていること。
- (七) 二以上の事業（法第二十一条第三号に規定する事業に限る。）を行う公営企業型地方独立行政法人においては、各事業に直接賦課することが困難な共通経費の配賦基準について、設立団体の規則で定められていること。
- 第二 地方独立行政法人の定款の変更を認可する場合
 - 一 関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等、定款の変更を行う相当の理由が認められること。
 - 二 地方独立行政法人（公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人を除く。）の定款の変更については、第一の一に定める基準に適合していること。
 - 三 公立大学法人の定款の変更については、第一の二（一）に定める基準に適合していること。ほか、その定款の変更において設置することとしている大学の設置が確実に見込まれていること。
 - 四 公営企業型地方独立行政法人の定款の変更については、第一の三に定める基準に適合していること。
- 第三 地方独立行政法人の解散を認可する場合
 - 一 地方独立行政法人の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によつて審査する。
 - 一 業務の継続の必要性がなくなる等、解散を行う相当の理由が認められること。

